

東洋町における女性職員の活躍の推進  
に関する特定事業主行動計画  
(後期)

令和3年4月  
東 洋 町



# 東洋町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 3 年 4 月 1 日

東洋町長

東洋町議会議長

東洋町教育委員会

東洋町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、東洋町長、東洋町議会議長、東洋町教育委員会委員長が連名で策定する特定事業主行動計画である。

## 1 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までの 10 年間とし、5 年間ごとに定期的に本計画の見直しを行うものとする。

## 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、副町長を委員長とし、総務課長、税務課長、産業建設課長、住民課長、地域包括支援センター事務局長、議会事務局長、教育次長、会計管理者、町職員労働組合代表者、町女性職員代表者を構成員とした推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

## 3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、町長部局、東洋町議会事務局、東洋町教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、最も大きな課題に対応するものから順に、次のとおり目標を設定する。

- (1) 令和7年度までに、採用者の女性割合を、平成27年度の実績（43%）より引き上げ、50%以上にする。
- (2) 令和7年度までに、課長補佐職以上に昇任した職員の女性割合を平成27年度の実績（25%）より引き上げ、46%以上にする。
- (3) 令和7年度までに、年次休暇を30%以上取得する職員の割合を35%以上にする。
- (4) 令和7年度までに、育児休業を取得する男性職員を一の年度につき1人以上にする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期  
3で掲げた数値目標その他目標の達成に向け、最も大きな課題に対応するものから順に、次に掲げる取組を実施する。

- (1) 令和3年度より、職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図る。
- (2) 令和3年度より、女性職員を課長補佐職以上の役職段階における人材プールの確保を念頭においていた人材育成を行う。
- (3) 令和3年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。